

令和 8 年 度

第 5 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

8 . 8 . 4

第 5 回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和8年8月4日 午前 9時30分

2 開会日時 令和8年8月4日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和8年8月4日 午前10時00分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	鹿 嶋 耕 三	出	8	櫛 田 繁 造	出
2	仁井名 雅 子	出	9	佐 内 繁 文	出
3	天 野 平之進	出	10	片 岡 芳 和	出
4	北 村 昌 三	出	11	仁 科 智 之	出
5	梶 田 宏 一	出	12	守 屋 映 男	出
6	西 江 務	出	13	和 田 晃 佳	出
7	大 平 貴 之	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	西 江 敬 一
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	藤 田 潔
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	大 平 章 之
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	林 和 美	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	重 見 信 夫	事務局長	向 原 学
推進委員	有 本 正 義	主 事	竹 之 内 一志
推進委員	岡 田 晴 次	主 事	小 川 航 平
推進委員	西 山 雅 子	主事補	大 塚 芹 香

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議 案 番 号	議 題
議案第16号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第17号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第18号	農用地利用集積等促進計画（案）の作成について
議案第19号	「笠岡市農地パトロール（利用状況調査）実施要領」の策定について
報告第17号	農地法第18条の規定による合意解約通知について
報告第18号	解約証書の受理について
報告第19号	農作業等受委託契約書の受理について
そ の 他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

9 番委員

10 番委員

事務局	おはようございます。 ただ今から，令和８年度第５回の農業委員会を開催させていただきます。 それでは，開会にあたりまして，会長から，一言ご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それではただ今から，第５回の農業委員会を開催いたします。 議事に入ります前に，本日の議事録署名人を９番佐内繁文さん，１０番片岡芳和さん，よろしくお願いします。 それでは議案の審議へ移りたいと思います。 会長，よろしくお願いします。
会長	それでは，議案第１６号「農地法第３条第１項の規程による許可申請について」，関連がありますのでナンバー３９，４０号を併せて上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー３９，４０号でございます。〇〇，〇〇及び〇〇から〇〇に参ります３条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は，農地の管理ができなくなった譲渡人の農地を譲り受けるものです。 譲受人は数十年の農業経験があり，農機具は多数所有しております。農業には本人と家族が従事予定であり，水稻，野菜を栽培予定とのことです。申請地は合わせて〇反〇畝程であり，農機具，労働力が十分に確保されていることから，耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから，農地法第３条第２項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして，ナンバー４１号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	ナンバー41 号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人の農地を譲り受けるものです。 譲受人は、野菜の生産・加工，販売しており，農機具等についても台数を所有しております。申請地は〇ha 程ではありますが，農機具，労働力が十分に確保されていることから，耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから，農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして，ナンバー42 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー42 号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の賃貸借権設定（3年間）でございます。 本案件は，農地の管理ができなくなった譲渡人の農地を借り受けるものです。 借受人は，野菜を生産しており，農機具等についても台数を保有しております。また，申請地でも野菜を作付けする予定です。申請地は〇ha 程ではありますが，農機具，労働力が十分に確保されていることから，耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから，農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、ナンバー 4 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー 4 号でございます。〇〇によります 4 条の許可申請でございます。 申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第 2 種農地、転用目的は太陽光発電設備でございます。 申請者は、申請地の隣地（〇〇地区〇番地）にある原野と一体で太陽光発電を行いたいとのことです。申請者は、自身の所有地を全て検討しましたが、パネルの設置に必要な面積を確保でき、平地で比較的容易に工事に着工できる土地が、申請地及び同様の第 2 種農地しかなかったとのことです。 申請地は第 2 種農地であります。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、造成等を行わないため流出はないと思われます。雨水は自然浸透させ、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、太陽光パネルに使用する架台の高さは約 1.0m～2.6m 程度であるため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。 以上でございます。 よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー 5 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー 5 号でございます。〇〇によります 4 条の許可申請でございます。 申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第 3 種農地、転用目的は露天駐車場でございます。 申請者は申請地を自己用の駐車場として転用したいとのことです。申請地は第 3 種農地であり、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、申請地と隣接地の部分には、コンクリート擁壁

	があり、隣接地へ土砂が流出しないようにすることであるため、問題ないと思われます。雨水につきましては、自然浸透させ、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地の日照、通風に影響はないと思われます。 以上でございます。 よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第 18 号「農用地利用集積等促進計画（案）の作成について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは説明にまいります。本計画案は、令和 8 年 9 月 22 日の公告予定で取りまとめております。地域計画内農地については、10 年以上の設定対象筆数が 1 筆、設定対象面積が 653 m²、設定対象人数が 1 人となっております。また、地域計画外農地については、10 年以上の設定対象筆数が 1 筆、設定対象面積が 276 m²、設定対象人数が 1 人となっております。 これらの案件は、すべて農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 2 項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。 以上でございます。よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	〇〇地区については問題ありません。よろしくお願いします。
○番委員	〇〇地区については問題ありません。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第 19 号「『笠岡市農地パトロール（利用状況調査）実施要領』の策定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	農地パトロールは農業委員会の必須業務として農地法第 30 条第 1 項にて規定されています。今年の実施にあたり、実施要領を策定いたします。6 月 5

	日付で岡山県農業会議から送付された，令和８年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領に基づいて案を作成しております。 なお，今年もタブレットの現地確認アプリを使用しての調査となりますので，使用方法等については閉会後に後程改めて説明いたします。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	何か意見のある方は挙手をお願いします。 ないようなので，決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして，報告第 17 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」，報告第 18 号「解約証書の受理について」，報告第 19 号「農作業等受委託契約書の受理について」ですが，関係委員の皆さまには，今後の農地の活用について，ご指導のほどよろしくお願いいたします。 以上で議案としては終わりました。その他の案件で，事務局から何かございますか。
事務局	（１）次回農業委員会 ９月１日(火)午前９時３０分から <u>第 1 会議室</u> （２）その他 ・ 次回申請書締切日 8 月 14 日（金），議案発送日 8 月 21 日（金） ・ タブレット使用方法について それでは，以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。